指定特定相談支援とは

●障がい者の生活に関してのお困り事などの相談を受け付けます。

●新規で福祉サービスを利用されたい方や、続けて福祉サービスを利用している方々の「サービス等利用計画書」を作成します。

●相談には「相談支援専門員」が対応します。

●秘密は厳守します。

ご利用対象者

●活動エリア（盛岡市・滝沢市・矢巾町）にお住いの、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方が対象で、そのご家族や関係者の方もご利用できます。

ご利用方法

●当事業所にご来所していただくか、電話またはＦＡＸによるご相談に応じます。
※担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡ください。

●訪問による相談も可能です。

●ご相談は原則無料です。
※活動エリア以外の地域への訪問については、交通費などの実費が必要となる場合があります。

ご利用時間

●平日：午前９時～午後５時
※土日・祝日は休みです。

家の中にばかりいて…
何か出来る事ないかなぁ…

働いてみたいけど、
どうしたらいいんだろう？

同じような障がいを持つ人は、
どうしているんだろう…？

障がい者サービスって？
利用方法は？？

福祉サービスの利用を
希望される方々のお手伝いをいたします

スタッフ：相談支援専門員(社会福祉士)・相談員

指定特定相談支援事業所

岩手ワークショップ

〒020-0117　盛岡市緑が丘二丁目４－60
FAX　019－661－7354

身体障がい者　知的障がい者　精神障がい者

の皆さんへ

困ったり悩んだりしていませんか？

仕事のこと　生活のこと　暮らしのこと

サービス等利用計画書の作成　福祉サービスの組合せや利用について

私たちにご相談ください！

秘密厳守　ご相談は無料です

まずは気軽にお電話ください

019-613-8744（はなしましょう）

指定特定相談支援事業所 岩手ワークショップ